

12月定例会

平成19年第4回定例会は、12月14日から12月21日までの8日間で、提案された議案13件については、原案のとおり可決・承認されました。また、請願2件は採択されました。

糟屋6町合併協議

4町可決! 2町否決!



開会を宣言する藤石議長

これまでの経緯

地方財政を取り巻く環境はますます厳しさを増す状況が続く中、単独での財政運営が困難と思われる宇美町・志免町・須恵町（南部三町）で、自主的な市町村の合併を推進するために、特例制度や財政支援等の優遇措置が定められた市町村の合併の特例に関する法律（平成十七年三月三十一日までに施行された市町村の合併について適用）に向け、平成十五年七月に「合併問題任意協議会」が設置されました。

しかし、合併に向けて任意協議会より法定協議会へ移行するか、しないのか、合併特例法の期限が迫る中、平成十六年三月に「枠組みを広くとりもつと時間をかけて議論を尽くしたい」ということにより法定協議会設置議案の提出について見送ることとなり、南部三町

でも法定協議会設置議案が否決されれば六町合併そのものが破たんするために慎重に進めたいとい

糟屋6町合併法定協議会設置議案の採決結果

町名	賛成	反対	結果
宇美町	13	2	○
粕屋町	8	8	× 議長裁決による
篠栗町	6	5	○
志免町	8	7	○
須恵町	13	0	○
久山町	3	8	×

う意向があり、九月議会では合併協議会設置を求める議案提出を見送り、十二月議会に先延ばししました。

その後、合併を協議する場としては「糟屋六町合併研究会」から「糟屋六町合併協議会設立準備会」と発展的に名称を変更し、都合六回の協議を重ねてまいり、いよいよ十二月議会において「糟屋六町合併協議会」の設置議案を提出する運びとなりました。

この間、法定協議会設置議案の提出に躊躇された町におかれては、住民に対する「合併に関する講演会」が開催され、住民等に対し合併問題に理解を深めていただく手立が講じられました。

合併暗礁に

今回六町ともそろって十二月議会に法定協議会設置議案が上程され、六町が十二月二十一日の同



合併問題任意協議会は解散しました。

合併特例法（新法）「五年間（平成十七年四月一日〜平成二十二年三月三十一日まで）時限立法」の五年間という限られた時間の中で対応が求められる中、平成十八年四月に県の市町村合併構想により合併することが望ましい地域に指定され、推進してほしい旨の申出があり、平成十九年一月に糟屋六町合併研究会事務局を発足させたという経緯があります。

糟屋6町合併協議

糟屋六町の合併問題については、本来ならば九月議会に法定協議会の設置議案を上程し、法定協議会を平成十九年十月に発足させるという予定でした。

しかし、一部の町では住民や議会への説明がまだ不十分であり一つの町

日に、法定協議会設置議案の議決を求めるという段取りが取られました。結果、宇美・志免・篠栗・須恵の四町で可決されましたが、粕屋・久山の二町では否決されました。

法定協議会設置にはすべての町議会の可決が必要で、「県内第四の都市」「十八万都市」誕生へ向けた六町合併の動きは暗礁に乗り上げました。

須恵町 全員賛成

粕屋町（人口約四万人）は賛成八反対八の可否同数となり、議長裁決により否決、久山町（人口約八千人）も賛成三反対八で否決しました。

可決の四町では、志免町（人口約四万二千人）が賛成八反対七、篠栗町（人口約三万一千人）が賛成六反対五と伯仲。須恵町（人口約二万六千人）は賛成十三で満場

一致。宇美町（人口約三万八千人）は賛成十三反対二でした。同合併構想には同郡内の新宮町は加わっていません。六町合併が実現すれば人口約十八万人、福岡・北九州・久留米に次ぎ県内四番目の人口を持つ新市が誕生する見通しでした。

今後の行方

県合併支援室長は「今後も六町合併が進むように各町、議会・住民に情報提供していきたい。過去にも法定協議会設置案が否決された後に再提案して可決した例がある」と話されていました。

議会終了後、関係町の首長らが協議した結果「白紙に戻さず、検討を続けたい」とのことでした。我々須恵町議会議員も一丸となりさらなる推進を図り、この合併問題に取り組んでいきます。